

ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町社会体育施設条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第92号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日